

## 苫小牧市民自治推進会議（平成29年度第2回）会議録

開催日時 平成30年3月23日（金）午後6時30分～午後8時15分  
開催場所 苫小牧市役所9階 第2委員会室  
出席委員 栗山会長、小山田副会長、伊藤委員、加賀谷委員、城市委員、伴辺委員、永石委員、二瓶委員、橋根委員  
欠席委員 丹治委員  
事務局 市民自治推進課長（中村）、市民自治推進課長補佐（藤原）、市民自治推進課主査（吉田）、市民自治推進課主事（青木）  
報道機関 苫小牧民報社  
傍聴者 1人

### 1 開会

○事務局（中村市民自治推進課長） 本日はお忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、苫小牧市民自治推進会議を開催させていただきます。本日、丹治委員は欠席ということで連絡がございましたので、御報告をさせていただきます。それでは、栗山会長の進行でよろしく願いいたします。

### 2 会議

#### (1) 公共サービス民間提案制度について

●栗山会長 それでは御指名ですので、会議を進めさせていただきたいと思います。平成29年度の第2回目の市民自治推進会議を開催したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。本日の議題でございますけれども、お手元の資料のとおり、その他を含めて4件ございます。それぞれ1番から4番まで議題を一つずつ区切って説明と質問を進めさせていただきます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） はい。それでは公共サービス民間提案制度について説明させていただきます。この制度とこの後に説明させていただく民間企業等との連携協定については、実は、皆さんの一つ前の推進会議の委員さんのときにですね、一度、概要について説明させていただいたことがありまして、栗山会長と小山田副会長は、御存知の部分もあるかと思いますが、委員の皆様も新しいメンバーになっておりますので、改めて制度の概要や現在の状況などについて説明させていただきたいと思います。

資料の「公共サービス民間提案制度とは」を御覧ください。この制度は、今年度から実施している新しい制度になりますが、市が現在、実施している事業に対して、民間事業者、市民団体などから知恵とアイデアが盛り込まれた提案を募集し、提案者へ業務委託を行うことで協働によるまちづくりの実現を目指すものです。また、この制度は、民間事業者、市民団体などの自由な発想により創意工夫を凝らした業務の提案を行っていただきますので、単に市が実施している事業をそのまま業務委託するという制度ではありません。

例えば「市でやっている〇〇事業は、もっとこんなふうにしたら、効率的で市民サービスを向上させることができる。」という提案をしていただき、提案者へ業務委託をして、実施していただく制度になります。

次のページをお願いします。昨年の9月にこの公共サービス民間提案制度の関連セミナー

一を外部講師をお招きして開催しました。二瓶委員にも御参加いただいておりますが、前段は我々、市の方で制度の紹介などをさせていただき、その後、外部講師の講義、ワークショップを行っていただきました。また、このセミナーの中でお話をさせていただいた、制度導入の背景について説明させていただきます。

一つ目に、少子高齢化、人口減少社会の到来による社会保障費の増加や税収の減少など、財政状況が厳しくなるといった社会経済情勢の後退。二つ目に、市民ニーズの多様化、高度化により行政だけで様々な公共サービスを行っていくことが難しくなっていること。三つ目に、地方分権の進展により自治体が処理すべき事務が増加してきているといった状況があります。そのため、これからは、行政が単独で公共サービスを維持、向上させていくことが難しくなり、公共サービス提供の手法を見直していく必要が出てきたということが、制度導入の背景にあります。また、質疑の中では、応募できる団体の資格や応募いただいた提案内容を審査する審査委員、通常の業務委託との違いについてなど、この制度に関するたくさんの質問をいただきました。

次に、本日の会議次第の会議資料には記載はしていませんが、セミナーで使用した資料を参考資料として配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。「公共サービス市民提案制度を上手に使いこなそう」というタイトルの資料になります。講師の方から、最初に「なぜ、協働のまちづくりなのか」ということについて、3点お話をいただきました。

1点目が、市民自治の視点から、「市民は自らが暮らす環境の在り方に対して、必要な情報を共有し、自ら提案し、決定する権利を持つと同時に、良好な環境の維持に対する責任がある。」。2点目が、行政の限界、「個人のライフスタイルが多様化する中で、公共サービスに求められるものも多様化、複雑化してきており、行政でできることに限界が生じている。」。3点目が、住民の先見性、「時代の変革期には、常に、生活者の視点から生まれた住民発意による取組が先行し、制度は後から生まれた。」。これは資料にありますように、阪神淡路大震災の復興支援では、住民や全国のボランティアの力なしには復興できなかった。そういったことを教訓にして、NPO法ができた。つまり、住民自らの取組が後から制度としてできていくことがあるので、住民の先見性に期待したいというお話でした。

そして、このセミナー終了の約2か月後になりますが、提案を検討いただける団体向けの説明会を行い、提案の募集の受付を開始しました。団体向けの説明会で使用した資料は、今回、皆様にも配布させていただいた公共サービス民間提案制度【平成29年度募集要領】になりますが、募集要領の詳細については説明を割愛させていただきますので、後ほど資料の御確認をお願いいたします

次に制度の概要を見ていただきたいと思いますのですが、制度の概要というか、流れについてですが、はじめに市が提案を募集する事業の概要などを掲載した事業リストや事業内容、コストが分かる事業シートを公表します。次に事業リストの中から提案したい事業について提案書を作成し、市に提出します。提案書の提案を基に提案者と市で事前協議を行い、事前協議の終了後に提案の受理、不受理を決定します。受理された提案については、事業の実現に向けて提案者と市で具体的な協議を行い、事業計画書を作成していただきます。その後、外部の有識者を含む審査委員会で提案内容のプレゼンテーションを行っていただき、審査委員会の評価を踏まえ、提案の採択、不採択を決定します。採択された事業については、予算等の調整が行われ、委託契約を締結し、事業を実施していただきます。事業の終了後には、事業の評価が行われることとなります。以上が制度の流れになります。

次に現在の提案状況です。今年の2月末まで提案の受付を行っていましたが、募集の対象は11事業あり、12件の提案をいただきました。資料を1枚戻っていただきたいと思いますのですが、現在は③の提案書の提出をいただいている段階になっておりますので、今後、来週からになりますが、提案者との事前協議、具体的な協議を経て事業計画書を提出いただき、

7月に開催を予定している審査委員会での評価結果を踏まえ、提案事業の採択、不採択を決定します。採択された提案については、予算の調整を行い、平成31年度から事業を実施していただきます。今年度は制度開始の初年度ということもあり、提案できる事業を11事業に絞った形で実施しましたが、将来的には提案できる事業の拡大といったことも検討しています。事務局からは以上です。

●栗山会長 ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、何か御質問はありますか。

●永石委員 これ、流れをちょっと御説明いただいたんですけども、提案した後の考証ですよね。で、8個目のあとに9個目について、事業の実施ということの後で、事業が終わりましたということで事業の評価という話だったんですけども、その間、途中のモニタリングみたいなものはなさないのですか。もう、任せきりで、結果だけの評価ということでしょうか。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） 事業が開始して、事業が終わってから評価するのか、その事業の途中の中でも評価をしていくのかどうかという形でしょうか。

●永石委員 そうです。うまくちゃんとなっているのかというのは。その辺のあれがちょっと分からなかったの。結果だけの評価するよりも、事前から、最初から。修正するなら修正するで、何らかの。何と言いますか、あった方がいいのかなと思ったりしたんですけど。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） 現在の制度の構築の中ではですね、事業の終了後の評価という形にはなっていて、事業の途中途中で評価するというような制度は、構築は今はないんですが。

●永石委員 全体を評価するんじゃなくて、その進度の。何ていうのですかね。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） 進み具合とかをということでしょうか。

●永石委員 例えばどうだろう、何ていうのかな、こういう風にした方がいいんじゃないかとか、何か、やっぱり出てくるんだろうなと思うんですけども。あまりそう細かくチェックといいますか、モニタリングをすると業者が嫌がるということも出てくるのかも分かりませんが。

ただ、税金を使ってやることですから、いかに効率的にやるかといったことを念頭に置いた方がよろしいんじゃないのかなあという感じがしたものですから。評価じゃなくて、いわゆるモニタリングですよね。まあ、微妙なところはありますけど、その辺は何か任せっきりにするよりも、何らかの、何と言いますか、ちゃんとしないといけないんだという自覚を持たせる意味では、あってもいいのかなという風にちょっと思ったんですけどね。

○事務局（中村市民自治推進課長） お話の趣旨は十分理解いたしますし、そういうチェックというものは、私どもも必要だとは考えております。それで、現在ですね、想定している委託モニタリングというのは、通常、単年事業提案の場合、単年度が終わった段階で、その委託事業についてどうだったかというような評価を最終的に行うというのが、当初の

設計にも入っています。それと、現在ですね、事前協議、具体的な協議というような事業者との協議の流れがあります。この中で市側が考えている、イメージしている事業像と、事業者さんが考えている事業像のすり合わせをしていった中で、協働で委託事業の内容を構築していく部分がありますので。これがモニタリングかどうかと言われたら、モニタリングではないんですけども、そういうような事業者さんと市とのやり取りの中で、協働で一つの提案を作っていくというようなプロセスが入ってきますので。そういう中で事業を構築していくという制度になっているということです。その中でいろいろやっていたらというような考え方はあります。

●永石委員 何か市側のイニシアチブというのが見えないかなと。すり合わせした後は任せるって言うんだったら、行政の方のイニシアチブがちょっと見えてこないような感じがしたものですからね。だから、「どういう風に進んでいるのかな。」「ちゃんとなっているのかな。」っていう形の、中のこう、何て言ったらいいのかな、そういった中の関わり方があった方がよろしいのかなと。民間っていうのは飽くまでも、その、全部コストの部分で出てきますから、すり合わせがそのまま、その事業が展開すかどうかということが保障されているわけではないだろうという風に思うんですけどね。

あの、委託というのは、何のために委託するのかということ、苫小牧市の行政がうまくなるように委託するわけでありますから、行政では難しいという点でね。そういう意味では、イニシアチブはどちら側にあるのかなということを常に意識しながら、業者との協力関係というのは作っていった方がよろしいのかなと。

○事務局（中村市民自治推進課長） お話も踏まえまして、その辺りを考えていく必要はあるとは思いますが。現在のスキームというか想定している部分といいますのは、飽くまでも審査委員会で決定をして、そこからは事業者が実施していくということになりますので。その事業者がどういう形でこの事業を実施していったのかというのは、やはり私どもも注視していかなければならないと思っていますので、その部分は今後の課題ということで考えています。

●栗山会長 よろしいですか。マリーナの場合には、アンケートを結構、利用者から採っているんですよ。それで、その満足度とかそういうのを割り計っていたりするんで、もし、こういうので利用者があるのであれば、そういうのも一つの手段かなという風には思います。

他にございませんか。よろしいでしょうか。それでは、次の議題に進みたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

## (2) 民間企業等との連携協定（企業とのパートナーシップ）について

●栗山会長 それでは、会議次第の(2) 民間企業等との連携協定（企業とのパートナーシップ）について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） はい、それでは民間企業等との連携協定について説明させていただきます。資料の「民間企業等との連携協定（企業とのパートナーシップ）について」を御覧ください。そもそも、民間企業等との連携協定とはどういったものかといいますと、民間企業等と連携して地域の課題に対応し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを目指すことを目的として、民間企業等と協定を締結するというものです。

資料にもありますとおり、民間企業のメリットとしては、自社の社会的責任（CSR）の一環として社会貢献活動を広くPRすることで、企業のイメージアップが期待でき、行政のメリットとしては、民間企業等が持っている資源、ノウハウ、ネットワークなどを活用できるということが挙げられます。

近年、社会貢献活動に関心を持つ企業が増え、企業と行政とが連携協定を締結する事例が増えています。これまで、本市におきましても、災害時の協力協定や公害防止協定など各課で企業と個別に連携協定等を締結してきましたが、本市全体の協定状況を把握できていないといった課題もありましたことから、昨年度の市民自治推進会議の中で、一度、本市全体の連携協定の締結状況を市民自治推進課で調査するといったお話をさせていただいておりましたので、今回、その結果の報告ということで議題とさせていただきました。調査結果を取りまとめ、本市全体の連携協定の締結状況の一覧を作成し、市ホームページで公表しています。また、今後、更に民間企業等との連携協定を進めていくために、連携協定に係る指針を作成し、庁内へ周知しました。市民自治推進課の役割としては、連携協定に関して企業から打診があった場合に窓口となり、担当課や企業と必要な調整を行うことを予定しております。

連携協定の締結状況については資料のとおりとなりますが、幅広い分野に渡って連携協力する包括連携協定は4件、個別の分野に限って連携協力する個別連携協定は220件の締結となっています。また、それぞれの協定の概要や連携協定に係る指針については、資料として配布させていただいておりますので、詳細については説明を割愛させていただきます。後ほど資料の御確認をお願いいたします。事務局からは以上です。

●栗山会長 どうもありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、何かまた御質問はございますか。

●永石委員 すみません、またお尋ねして申し訳ございません。包括協定の方の大学の担当をしているものですから。この3月で経営母体が変わるということがございますから、この包括協定なんですけれども、これがその後どういう風になるのかと。私が言うのもおかしいんですけども、私も今、中に居ながらなかなか分かっていないところもあります。こういうのは再度、何か働きかけをなさっているんですか。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） 一応、市の方ですね、駒澤大学さんと政策推進課というところが担当しているかと思うんですけども、おそらくそちらの課とですね、駒澤大学さんの方でまた新たに包括連携協定を新しく締結するようなお話はちょっと伺ってはいたんですけども。詳細については、私も把握していなかったものですから。

●永石委員 事前に載っているものですから。ちょっと私の方も、何かこう、どうなのかなど。要するに経営母体ですから大学名は3年間そのままですけども、いわゆる法人は別法人になりますので、新たに協定の、何ていいますか、そういうことは必要になってくるのかなと思ったものですから。どこまでできるのかということとか、包括と言いつつどこまでできるのかというのはちょっと違ってくるのかなど。資本金も全然違いますので、その辺はどうなのかなというのがあったものですからね、そういうのがちゃんとなさっているのか知らなかったものですから。

○事務局（中村市民自治推進課長） 今回のリストに載っているのは、古いと言いますか今現在のものです。ただ、母体が変わったりいろいろありますので、これは市の方と新経営

母体の方での調整を進めているということは、お伺いはしております。

●永石委員 しっかりやっていってほしいなど。私が言うのもなんですけど、こういうのは、私、気になるもんですから。大学としては唯一の大学ですから、市の方との関係もしっかり作っていくべきだと私は思っていますので。その辺のことは、きちっとしていった方が。私どもも学生に対する対応ということも築いていく必要がありますので、お願いしたいと思います。

●栗山会長 他によろしいですか。これ、ちょっと聞いていいですか。こういう包括連携にしても個別連携にしても、例えば年度ごとに総括みたいなことはしてるんですかね。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） ええとですね、年度ごとの総括というのは、どういうイメージですか。

●栗山会長 要するに、各連携について今年度はどうだったかとか、次年度に向けて課題は何かとか。そういうような総括というのはやっているのかなと思って。ただ、1回結んでそのままずっと流れているのか、その辺をちょっと聞いたかったんですが。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） 基本的には、個別の連携協定については各課がそれぞれ結んでいるので、ちょっと実態としては私たちも、結んだ後にどういう総括をしているのかということは、実態としては、正直、把握してはいない部分もあるんですけども。

ただ、やはりこういった連携協定というのは結ぶのが目的ではないので、結んだ後にしっかりどう動いていくかということを確認することが一番重要な部分だと思っていますので。そういった意味もあったので、我々、市民自治推進課の方ですね、そういった役割も少し担ってですね、しっかり協定を結んで、しっかりその協定に基づいて何か事業を行えるような体制を作っていけたらと考えています。

●栗山委員 結構、うちの学校でも外国の学校と協定を結ぶのだけでも、その結んだ人がいなくなったら、ずっとそのままになっちゃうんですね。だから、1年ごとに総括することは、やっぱり大事なかなとは感じています。

●小山田委員 同じテーマで、前回、私も話をしていると思うんですよ。目的からするとね、一度その、プレスに出れば企業としてはそれでPRとして十分だと。で、形骸化してそのまま活動がないということを防ぐために、前回もお話したと思うんですけど、表彰制度ってね。「こういう活動で」ということで表彰してあげるというアプローチをすると、非常にソフトにね結果の判定ができると思うんですよ。それを毎年、その包括と個別のやつから1案件くらいずつね、ちゃんとこう目が行き届くようになり、見えるようになると思う。そのためにも表彰したらどうですかというお話をさせていただいたと思うんですけども。

○事務局（中村市民自治推進課長） まず、本市においてですね、連携協定の件数を総数として把握したのは、実は今回の調査が初めてなんですね。ですから、全体像をこのような形で提示をしたのも初めてです。ただ、指針を作って連携協定を結んでいくという方向に持っていったときに、一番懸念されることというのは、先ほど委員の皆様からもお話がありました。「協定を結んだんだけど、実際に事業が実施されない。」とか、企業はそ

の協定を結んだというブランドという実を得てしまって、そこから進まないということがやっぱりあってはならないと、私どももそういう認識であります。

ですから、当然、結んだ後にどのようなことが実際に行われているのかというのは、私どもの市民自治推進課でこの協定全般を総括している立場にありますので、個別の企業がどういう状況になっているのかというのは、全庁的な調査であるとか、企業側への何らかの働きかけをしていかなければならない立場にあるのかなとは考えております。

それで、これから締結をする前段で、「締結をするのはいいんだけど、実際に何の事業をやるのですか。」という、その、事業のぶら下がりというものがやっぱり一番大切だと思っておりますので。「結ぶのはいいのだけど、実際にどういう事業を、どういうスキームで、どういう人工で、どういってお金をかけてやる予定なんですか。」というところをしっかりと把握した中で、空手形にならない協定を結んでいければというように考えておりますので、まあ、そこは協定を結ぶ前段でしっかりやっていきたいなという考え方ではあります。

それで、その事後の部分というのはなかなか難しい部分があります。個別連携協定の場合ですと、実際に事業担当課が個別に特定の目的を持ってですね、協定を結んでいますので、大半が実際に事業展開しているものと考えております。ただ、包括連携協定の部分につきましては幅広い部分もありますので、やはり、年度調査ですとかそういうところでの把握というのは、今後、必要になってくるのかなと考えておりますので。まあ、その部分については、今後検討していきたいなと。まあ、そういう考えでおります。

●栗山会長 よろしいでしょうか。

●伴辺委員 民間企業との連携のところの9番に「環境にやさしいライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減に関する協定」というところで、苫小牧消費者協会っていうのがあるんですけども、これもその後どうなったかというのは、担当課のゼロゴミ推進課の方のホームページか何かを見たら分かるということなんですかね。スタートは平成20年ですけども、その後、どんどん増えていったのかどうかというところは。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） そうですね、個別の連携協定は今おっしゃっていただいたように、ゼロゴミ推進課というところでやっているんですけども、その課によってですね、そのホームページでその状況、連携協定の状況を載せている協定もあるので、今現在、ちょっと全部の協定が出ている、各課で出しているわけではないのですね、ちょっと今、その辺は、全部は詳細は把握はしていないのですよね。

●伴辺委員 いや、こういうふうにしたのは初めてだったことだったのでね、分かりますけれども、担当課に聞いたら詳しいことは分かるということですよ、その後の状況は。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） そうですね。

●永石委員 これですね、行政側に、市民自治推進課の方に情報が集約できるようなシステム作りというのはできないのでしょうかね。あの、今回初めてということなんですけれども、自然と挙がってくるような。そうしたら、資料が細かくここで把握できて、審議に利用できるみないな何か。これはそういうことを組織的には難しいのですかね。

○事務局（中村市民自治推進課長） 理論上はできるのですけれども、件数が現実的に多

いという部分とですね。あと、実際にその、個別連携協定の主導権、イニシアチブを取っているのが実際の業務を所掌している担当課になるということになりますので。まあ、これまでこういう集約はしなかったのだけれども、これだけの個別の連携協定が結ばれているということは、各課がその必要があり、なおかつ、事業者側も必要があり、こういう個別の協定を結んできたという部分がありますので、その部分を全て総括課の方に情報をもろうというような形のやり方ではなくてですね、その部分は各担当課がしっかりやっていくというようなスキームで考えています。

ただ、実際にその、包括連携協定を結ぶということになると、「じゃあ、この事業はうちの課が所管するのだけれども、B事業についてはうちではできないよ。」というような、庁内的なたらい回しのような状況が発生することがあるんですよ。ただ、それはやっぱり、どこかが所掌して、まとめて各担当課、あるいは各企業さんとのつなぎをしていかなければならないという部分がありますので、その部分は、私どもの方が汗をかいていくような部分かなという認識なんです。

●永石委員 苫小牧市の部局の異動がどれくらいのスパンでなされているのか分からないのですが、これから将来に向かってですね、苫小牧市が人口減少の中で、いわゆるその、住みやすいまち、発展を目指すようなまちにするということであるのであれば、非常にこう、何と申しますかね、系統だった一つの情報収集の在り方が必要なのかなと思うんですよ。いわゆるデータの蓄積があって、それを積み重ねていけるような行政のシステムがないと、担当課が変われば交渉相手が変わって、うんぬんだと、要するに事業の、何と言いますか、積み上げというのがなかなか難しいのかなと思うのですよね。そういう意味では、どこかがそういうような情報を集めて、担当課が変わっても、そのあれを把握できて、何かこう対応できるようなシステムがないと。

要するに新聞記者でもですね、15年の新聞記者と3年の記者と記事内容が全く違ってくるでしょうね。やっぱりプロの行政官という、まあ、癒着を防ぐという意味では定期的な部署の変更って必要なのかも分からないですけども、行政の在り方とすれば、やっぱり積み上げというのはどうしても必要となるのかなと思いますので。そういう意味からすると、何か情報をこう、うまく利用できるようなシステム作りがあった方がいいのかなと思うのですよね。飽くまでも担当課に任せるのではなくて。全体で行政で把握できて、うまくそれを回せるようなシステムというのがあった方がいいのではないかなと思うのですよね。

●栗山会長 よろしいですか。それでは、次の次第に入っていきたいと思います。

### (3) 苫小牧市自治基本条例について

●栗山会長 それでは、会議次第の(3) 苫小牧市自治基本条例について、事務局から説明をよろしく願いをいたします。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） はい、それでは苫小牧市自治基本条例について説明させていただきます。はじめに、なぜ、今回、苫小牧市自治基本条例を議題としたのかについて説明させていただきます。

苫小牧市自治基本条例は、「市民が主役となったまちづくりを進めていきましょう。」という市民自治の考え方、これを基本とした苫小牧市のまちづくりのルールを定めている条例になりますが、この条例の第29条に条例の見直しについて規定されています。「市は、



この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。』。つまり、4年に一度、苫小牧市自治基本条例の規定について検討し、必要な見直しをしてくださいという規定になります。

前回の見直しが平成26年度に行われていますので、次回の見直しが平成30年度、次年度に行う必要があるということになります。そして、この条例の目的が実現されているのかということや、運用状況を市民の立場から見守り、条例の適正な進行管理を図るという役割がこの市民自治推進会議にありますので、次年度の推進会議では、苫小牧市自治基本条例の規定について検討をお願いするということになります。

ただ、突然、「自治基本条例の規定について検討してください。」といっても、現実的に難しいということもありますことから、今回は、まず、この苫小牧市自治基本条例の概要と、どういった条文があるのかということを一通り説明させていただきまして、次年度の見直しに向けてこの条例について知っていただきたいということで、議題とさせていただきました。今日は、自治基本条例がどういう条例なのかという全体像をつかんでいただければと思っております。

それでは、スクリーンの方を御覧ください。見えづらい場合は同じものを配布させていただいておりますので、資料の方を御覧いただいても構いません。

はじめに自治基本条例がどういった条例なのかということについて説明させていただいた後に、具体的な条文の説明をさせていただきたいと思っております。全部で30条までありますので、半分の15条までの説明が終了した時点で、一度、質疑応答の時間を取って、16条から最後の30条の説明終了後に、再度、質疑応答をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

では、早速、自治基本条例とはということですが、自治基本条例を制定している自治体は他にもあります。当然、自治体ごとに条例の内容は少しずつ違いますが、一般的には、まちづくりの理念、目標、市民の権利、市民参加の仕組みなどについて規定されており、まちづくりを進める上での基本的ルールを定めた条例ということになります。そのため、自治基本条例は、自治体の憲法というふうにも呼ばれることもあります。

なぜ、このような条例を制定することになったのか。その時代背景ですが、市民ニーズの多様化や少子高齢化による社会的課題の発生などにより、今までどおりに行政が単独で公共サービスを行っていくことが難しくなってきたという社会環境の変化のほか、地方分権の進展があります。地方分権というのは、簡単に言いますと国が持っていた権限や財源を地方に移すということになります。これまで、国と地方自治体の関係は、上下、主従という関係でしたが、地方分権の進展により形の上では、対等、協力の関係になりました。これまでは、国の強い指揮監督権の下、自治体の事務に国の関与がありましたが、対等、協力の関係になったことで国が自治体の事務に関与することが、少なくなり、自治体の権限、責任が拡大することになりました。

今までは、国が中心になってどこの自治体も画一的にまちづくりを行っていましたが、自治体の特色や市民ニーズに合ったまちづくりを実施できるようになりました。つまり、自治体は、自分たちで様々な判断をする必要や政策を立案する能力、立案した政策を実行する能力が更に求められるようになりました。

これからの地域のまちづくりは、「地域の責任」で「地域の負担」で「地域が決定」していくということになったため、自分たちのまちづくりの基本的なルールを明確にしておく必要が出てきたということが、条例が制定された時代背景になります。

少し言い方は悪いかもかもしれませんが、今までは国から言われたとおりにまちづくりを行っていたので、自分たちのまちづくりのルールを決める必要がありませんでしたが、地方

分権が進んだことで、自分たちのまちづくりのルールを決める必要が出てきたということになります。

次から苫小牧市自治基本条例についての説明になりますが、はじめに、条例全体の構成を見ていただきたいと思いますので、備付資料の「(1) 苫小牧市自治基本条例」について、1ページをめくって「自治基本条例の構成」も御覧いただきたいと思います。資料にありますように、第1章から第8章まで全30条で構成されている条例です。

ここからは、実際の条文も適宜、見ながら聞いていただきたいと思いますので、備付資料の「(3) 苫小牧市自治基本条例の趣旨及び解釈」の1ページ目をお願いします。

苫小牧市自治基本条例の理念ですが、条例の前文では「市民であることが誇りに思えるまちを築くこと」をまちづくりの理念とし、この理念に基づいて、市民自治によるまちづくりを推進するために、この条例を定めることを明らかにしています。

では、条例の中身に入っていきますが、第1条は条例の目的についてです。この条例の目的は、市民自治によるまちづくりの推進ということになりますが、市民自治のまちづくりというのは、市民が主役のまちづくりを進めていくということになります。

第2条は、定義についてです。この条例で規定されている「市民」及び「市」の定義を明らかにしています。市民の定義ですが、「市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者、市内で活動する法人その他の団体」というふうに定義されていますので、例えば市外に住んでいる人でも苫小牧市内の学校に通っていたり、苫小牧市の会社で働いている人も、この自治基本条例の市民に含まれてるということになります。また、市の定義では、「議会及び市長その他の執行機関をいう。」と定義されており、市民、議会、市長等の三者でまちづくりを進めていく考え方になります。

執行機関を補足しますと、地方自治法の規定に基づき設置されている機関になりますが、具体的には、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員など、他にもありますけれども、政治的中立性、公平性が求められる特定の分野に限って設置され、地方公共団体の長から独立した機関となっております。

第3条は、まちづくりの原則についてですが、市民自治のまちづくりを進めるに当たって三つの柱を定めています。一つ目は、情報共有の原則、市民及び市がまちづくりに関する情報を共有すること。市民が主役となってまちづくりを考えるときには、まちづくりに関する情報を市民も知る必要があることや、市民が持っている地域の実情や課題を市に提供してもらうことで、まちづくりの課題に正しく対応することができますので、情報共有を基本原則としています。

二つ目は、市民参加の原則、市民の参加の下に市政運営が行われること。市民が主役のまちづくりを実現するため、市民がまちづくりの過程に参加することを原則としています。

三つ目は、協働の原則、市民及び市がそれぞれの役割や責任に応じ対等な関係で協力すること。市民が主役のまちづくりを進める上で市民だけでは、解決できないような地域の公共的課題に、市民が議会や行政と協力してまちづくりに取り組むことを基本原則としています。

第4条は、情報提供及び情報公開についてです。先ほど説明させていただいたまちづくりの基本原則の一つに情報共有がありましたが、この情報共有を推進するため、情報を開示する制度を別に条例で定めると規定しており、その条例が情報公開条例になります。また、まちづくりの情報を市民に提供するという部分では、市ホームページ、広報とまこまいなど、多様な方法で行われています。

第5条は、市民参加についてです。こちらもまちづくりの基本原則の一つである市民参加を進めていくために、具体的な市民参加の方法を別に条例で定めるとしており、その条例が市民参加条例になります。この条例では審議会の公募委員に関すること、会議や会議

録の公開について、また、パブリックコメントという市が作った計画（案）などに対して市民から書面により意見をもらう仕組みなど、市民が市のまちづくりに関わる方法、参加する方法を具体的に規定しています。

第6条は、住民投票についてです。住民投票は、住民投票により市民の意思を確認するという制度ですが、これを別に条例で定めると規定しており、住民投票条例を制定しています。間接民主制を補完する制度となっていますが、選挙で選ばれた議員や市長がいますので、どんな案件でもすぐに住民投票で決めてしまおうということではなく、例えば市長と議会の意見が対立して議論を尽くしても結論がどうしても出ない案件に対して、住民投票により市民の意思を確認しようという趣旨になりますので、間接民主制を補完する制度として位置付けています。

第7条は、協働の推進です。協働についてもまちづくりの原則の一つとなっておりますが、「市は、市民と協働してまちづくりにおける課題の解決を図るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。」と規定されており、必要な措置とは、協働の機会の調整や必要な情報の提供、協働を進めやすくする条件を整備するということの意味をしています。また、協働の取組については、各課がそれぞれ実施しており、市民自治推進課では、協働を進めていく上での市職員の心構えなどを記載した協働ガイドラインの作成、協働についての研修、セミナーなどを実施しています。

第8条は、市民の権利についてです。ここでは、自治体を構成する主体であり主権者である市民の権利について明らかにしています。また、第1項の規定については、市民参加条例、第2項の規定については、情報公開条例に具体的な内容を定めています。

第9条は、市民の責務についてです。第8条では市民の権利について規定されていましたが、第9条では、市民の責務を明らかにしています。第1項は、市民はまちづくりの主体としての役割を自覚してもらうこと。第2項は、お互いの発言や行動を積み重ねて市民自治を実現していく視点から、市民は自らの発言、行動に責任を持ってもらうということを規定しています。

第10条は、議会の役割についてです。議会を構成する議員は、市民の代表として市民の信託を議会の活動を通じて実現する立場から、市民の意思を適切に反映するように活動することが求められています。

条文の中に議事機関とありますが、議事機関は、地方公共団体の行政運営の基本的な事項について審議し、決定する権限を持っている機関のことをいいますので、意思決定機関とも言われています。

第11条は、議会の運営についてです。ここでは、議事機関として市民の信託に応えるため、議会の運営に関する基本的な事項を明らかにしています。第2項では、「議会についての情報を市民に分かりやすく提供するものとする。」と規定されておりますが、具体的には、議会の公開はもちろん、インターネットによる中継、市議会だより、市議会フェイスブックといった方法で議会の情報を提供しています。

第12条は、議員の責務についてです。議員は市民の信託に応え、職務を誠実に果たすことや、市政に関する調査研究に努めることを規定しています。議員は日々、市政に関する調査を行っていますが、他市町村への視察等も行っています。

第13条は、市長の責務についてです。ここでは、市の代表者として市政運営に当たる市長の責務について明らかにしています。第2項では、市政運営の方針等を明らかにしなければならないとされていることから、毎年度、市政方針を公表するとともに中長期の方針としては、苫小牧市総合計画というものを策定しています。この総合計画は10年スパンで苫小牧市のまちづくりの目標や考え方を示した非常に重要な計画となっております。現在の総合計画は平成20年度から平成29年度までの計画となっております、今年度で終了

となりますので、平成30年度からは新たな総合計画に基づいて市のまちづくりが進められていくこととなります。

第14条は、執行機関の責務についてです。市の仕事については、基本的には市長と各執行機関の活動を通じて行うこととなりますので、執行機関についての責務を確認するものです。市長を除くとしているのは、第13条で市長の責務は規定されているために除外しています。

第15条は、職員の責務についてです。職員は、市民の視点に立ち、誠実、公正かつ効率的に職務を行うことや、課題に適切に対応する能力の向上に努めることが責務として規定されています。

一度、ここで第15条までできましたので、一旦、質疑の時間を取りたいと思いますので、栗山会長よろしくお願ひします。

●栗山会長 はい、それでは1条から15条まで説明をいただきましたけれども、最初の質疑、これまでの15条までの質疑に入りたいと思います。何か質問があれば、お願ひをいたします。

●永石委員 あの、すみません。用語の整合性の問題なのですが、例えば今、市民の定義、第2条があったわけでありまして、第1項ですね。「市民 市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者」とありますけれども、それで、その市民はどういう権利を持っているのかというと、第3章 市民の権利、第8条ですね。「政策の立案、実施及び評価の過程に参加する権利を有する。」と。市の行政といいますか、政策立案というものに参加できる。これは、地方自治法の場合、住民になっているのですよね。で、住民以外の者、「通勤する者」、「学ぶ者」、これが市民として定義されて権利を有すると。ちょっと、用語。排除するという意味ではないのですけれども、用語のあれからすると、非常に矛盾があるなというのがあって。それで、なおかつ、住民投票ということもあったわけでありまして、この辺のですね、法律用語のですね、何ていいますか、概念の整合性を一応採らないと、国際化の中でいろいろ、まあ、こういうことはあれですけれども、まあ、まず、そこですよね。概念の問題。

で、なおかつ国籍の関係からすると、住民であっても日本国籍を有する住民というのが地方自治法上の基本的な立場でしょうから。そうなってくるとですね、この市民の定義というのが、非常にこう、今後大きな問題になってくるのかなというふうに捉えられるのですが。その辺の検討をちょっと。見直しをするのであればすべきかなと。これでちゃんとマッチするような形で条文を作り替える必要があるのではないかなと思うのですけれども。

○事務局（中村市民自治推進課長） その部分はですね、実はもう既に整理が。立法の段階で整理ができた上での条文になっていると認識をしております。まず、2条の市民なんですけれども、まず、あの、地方自治法上の住民というのは外国籍を含む人も当然含まれますし、日本国籍に限りません。地方自治法上の住民の定義についてはですね。

●永石委員 あの、判例上問題となっているところはあるんでね。学説がおっしゃるように、全てそうになっているとは限りませんので。

○事務局（中村市民自治推進課長） それで、あの、まず、この 市民。市民にするのか住民にするのかということと、この条例を作るに当たって、本当に苫小牧市に住んでいる人だけを対象としてこの条例を作っていくのかという議論の中で、まちづくりに関係

している人というのは、苫小牧市民だけに限らず、いわゆる苫小牧市民だけに限らず、例えば学校に通学している人とか、何らかの形で苫小牧市に関係のある方も含めて立法すべきではないかという考え方の下で、「市民」というような定義を2条で置かせていただいているということになります。2条についてはそういうことになります。

●永石委員 うん、それは分かるんだけどね。

○事務局（中村市民自治推進課長） それで、あの、6条についてはですね、あの、6条の住民投票規定については、他のところは全部「市民」、「市民」、「市民」という規定なのですが、住民投票は「住民」投票という言葉になっています。これはなぜかという、住民投票の制度設計をするに当たり、例えば「苫小牧市に働く者」とか、「苫小牧市に通勤、勉強しに来ている人、学ぶ人」を果たして権利の対象者として確定できるのかという、そこは技術的に極めて難しいであろうと。ですから、そこはあえて。他のところは全て市民と書いているのですけれども、その部分だけは制度として住民としていると。

それで、6条の中で、「じゃあ、「市民の意思を直接確認する。」という規定は矛盾しているのではないか。」という議論も、当然、反証としては予想されるのですけれども、この市民というのは、当然、市民の中には住民も含まれているので、その部分の住民を市民とは当然に言えるわけなので。市民というのは大きいくりです。それで、住民というのは小さいくりなんですけれども、その、小さいくりの住民も当然、市民に包含される部分なので、そこは矛盾はないというような整理をしています。

それで、じゃあ、その反証として、「住民ではないけれども、市民である人については権利として保障されていないのか。」という、そこは、全ての権利保障が市民に対してなされなければならないかと言われると、そうではなくて、やはりそれは一定の枠を決めた市民に対して権利保障がされれば、それはそれで制度として整合性があるという判断からここは「市民」という書き方をしていると。そういうことです。

●永石委員 いや、分かったような分からないような話なのですが、あの、住民投票はできないよと。意思表示は表示できないよと。でも、権利はありますよという理解でよろしいんですか。

○事務局（中村市民自治推進課長） あの、まあ、例として挙げると、例えば公職選挙法上ですね、選挙権はあるけれども選挙人名簿に載っていない。それで、自分は日本人なのに、なぜ投票権が行使できないのか。まあ、それと同じような、理屈としては、それと同じということです。まあ、はっきり言うと、権利は潜在的にはあるけれども具体的な行使な行使に当たってはということです。

●永石委員 権利というのはですね、行使できなければ意味がないので、そういう意味からすると、あの、市民の権利と書いてしまっただけで、これ、ずっと議論されたのだと思いますけれども、書いてしまっただけで、なおかつ市民の幅をですね、何といいますか、住民以外の者に拡大して。まあ、それはいいにしても、結局はそこに、まちづくりに参画する権利はあるのだけれども、意思表示には住民投票うんぬんって。具体的に意思を表明する手段というのは、結局は投票なり何なり、そういうことになりますよね。じゃないのですか。

○事務局（中村市民自治推進課長） あの、市民の権利というのは、住民投票に限られずですね、まあ、あらゆるところに。住民投票をできないことをもって市民の権利の全てが

ないということではなくて、ものによっては権利を行使することはできるけれども、一部権利が行使できないというものも当然発生してくるという考え方なんです。

●永石委員 請願権みたいな話をしているのですか、なさっているのですか。

○事務局（中村市民自治推進課長） すみません、ちょっとあの、趣旨を理解できていないのですけれども。

●永石委員 あの、市の方に自らそういうことをしたいよと。請願すると。その権利はありますよと。ただし、全体的に行政の指針を決定するような意思表示については、住民投票ですから、住民の者しかその、何と申しますか、政治参加、そういう意味での政治参加というのはできませんよという、そういう理解でよろしいんですか。

○事務局（中村市民自治推進課長） あの、住民投票についてはですね、確かにその、市民と住民との違いに当たる部分の人は、権利行使はできませんけれども、例えば5条の市民参加のところの市民というのは、市民参加条例の中でもですね、市外に住んでいる人も、当然、パブリックコメントで意見を出すことはできますし、当然、権利行使はできていると。

●永石委員 いや、ですから、意思表示はできるという。要するに「こういうことをしてくださいよ。」ということではありますよと。「あなた市民じゃないから、門前払い。一切意見は聴きません。」と。そういう意味ではなくて、行政の部分での具体的な政策を立案する場合に権利を行使した場合に、そこに意見を述べて、場合によってはその、「その条例うんぬんについては、良いですよ、悪いですよ。」っていう形のね、意思表示というのが、いわゆる住民以外の者にはできないわけでしょう、そういう意味では。その辺の、なんかな。

おっしゃっていることは分かるんですよ。あの、「まちづくりだから、関係する者はみんな参加すべきだ。」と、「いろんな意見を出すのは、それはいいでしょう。」と。それは分かるんですけど、さあ、具体的に、じゃあ、行政で「こういう行政をやりましょう。」と。いったときに、その法案そのものを作るときに、「じゃあ、市民であるから。」って。その辺のね、こう、何と申しますか、権利の問題がどうも出てきそうじゃないのかなというような気がするんです。おっしゃることや区分けなさっていることは分かるんですけども、実際問題、運用するに当たってそういう問題がね、これから住民構成がどんどん変わっていく中において、さて、苫小牧市、日本全体がそうですけれども、国際化の中において、それぞれの文化を背負った人間が住みだすようになってですよ、自分たちにプラスになるような行政の在り方について意思表示をしたいということが起こってきた場合にですね、その辺の問題はどういうふうになっていくのかな。意見を述べることはかまわないのだけれども、当然、そういう人たちは自分が言ったことが実現できなければ不満も持つでしょうし、その不満というのは、さまざまなその法律問題みたいな形でね、訴訟問題ともつながってくる可能性もあるわけですから。その辺のそういうことを考えるとね、この「市民」という概念はですね、頭の中で組み立てた、区分けしたものと、現実問題、起こってくる事象に対する対応力があるのかというのとは、ちょっと 違うのではないかという気がするのですよ。

権利って書いてしまっていると、どうしても、その、何と申しますか、その、権利ですから行使できなければほとんど意味がないわけでありますのでね。「意見を言いました。」「それを受け取っておきました。」「じゃあ、参考にします。」「門前払いではなく、ちゃんと

聴きます。」って。「それもちゃんと審議会の中に上程します。」。それは、おっしゃるように、それはいいですよ。ところがそれを何といいますかね。で、言った意見が具体的に行政に。行政は法律によって動くわけでありますから「反映できなかったよ。」と。「市民に権利はあるんじゃないか。」と。「我々の意見、どうなったんだ。」といったことが起こるのではないかなということなんですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長） ちょっとあの、ちょっと難しい問題かとは思いますがけれども。まあ、8条の、ちょっと狭いお答えになりますけれども、8条の件で言えばですね、政策の立案や実施、評価の過程には参加できますと。で、知る権利も保障されていますと。で、その権利を行使しないことによって、要は市民の権利を行使しないことによって不利益なことは受けないというところの規定は、市民に限らず、当然にかかってくるということになります。

ただ、その、住民投票のお話に限って言いますと、住民投票は飽くまでもその、苫小牧市に住所を有している者の中から、住民投票のための、権利を確定するための帳簿、帳簿というか選挙人名簿に相当するものを作って、それで権利行使の具体的な、権利行使を確定している部分ですので、住民投票は別ですけども、それ以外の部分の規定について、特段、参加することを妨げられるような規定はないというか、実際にその方が市民として意見を、この自治基本条例で盛り込まれている各条の規定で権利を行使しようとしたときに、具体的な不具合が発生するという認識は、私どもの方では現時点では持っていないということになります。

あとは、問題は、まあ、そういったことも本当に懸念されるのかどうかというところは、考え方としてはありますけれども、実際にこの自治基本条例を制定するに当たっての「市民」と書くのか「住民」と書くのかというところはかなり議論をした上でですね、まあ、今、現状としてはそういうところでの立法になっているというところの説明までで、ちょっと留めさせていただければなとは思いますが。

●永石委員 かなり議論をされたのだと思いますよ。そうだと思います。

あの、今回ね、これで初めて。前回から出てるので、前回から細かく見ていけばよかったのですが、今日、初めてその説明を受けながら条文を見てますとね、ちょっとやっぱり、その。制定されたときの議論に参加してませんので、何とかな、条文を見る限りでは、テキストを見る限りにおいては、そういう問題はどうしても生じるのかなという認識がですね、もっとやっぱり出てきたものですから、御質問させていただきました。

○事務局（中村市民自治推進課長） 「市民」、「住民」というのは、当市に限らずいろんなところで様々な角度から議論された中で、当市はこの状態で落ち着いているというところですよ。

●永石委員 なんか、どうでしょうね。

○事務局（中村市民自治推進課長） あの、お話の意図は、十分に理解はしているのですが、

●永石委員 あの、これ、こういった法律文書になってしまいますとね、その文書そのものが一人歩きします。「書いてあるじゃないか。」と。「いや、実はこう分けてますよ。」と。ならば、この附則か何かで付けるとか何とかしておかないことには、いろんなトラブ

ルになるのかなという気がするのですよね。まあ、条約だったら議定書という形で、「この意味はこういう風に解するんだ。」とかね。というようなことが、きちんと書く必要があるんだらうなとは思いますが。

あの、おっしゃるように、市民の枠を「まちづくりだから、いろんな人に参加してください。」と。その趣旨は分かるんですよ。それは分かるんだけど、とにかくそういう問題が発生するのかなというようにちょっと気がしてましてね。

●栗山会長 よろしいですか。この議論、ちょっと先送りをいたしまして、じゃあ、また16条から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） はい、それでは16条から説明を再開したいと思います。第16条は、説明責任についてです。この説明責任は、市民と市の信頼関係を築くために最も大切な責任であり、この規定の考え方を基本にして市政を運営することになりますので、市が行う会議等は原則、公開であり、会議等で話された内容は、議事録として公表します。

第17条は、総合計画についてです。総合計画は、先ほど第13条、市長の責務の中で少し説明しましたが、苫小牧市のまちづくりの中長期の目標や考え方を示した重要な計画となっており、この17条の中で総合計画のことが明記されています。また、総合計画は、本市が目指す理想の都市やまちづくりの方向性を明らかにし、その理想の都市を実現するための基本計画とその実施に関する実施計画を策定しています。

第18条は、健全な財政運営についてです。地方公共団体は、住民の福祉の向上を図るとともに最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないということが、地方自治法の中で規定されていることから、市政運営の柱である財政運営について、基本的な事項を規定した条文になります。また、第3項の規定にもありますとおり、財政に関する資料については、市ホームページで公表されています。

第19条は、出資法人等についてです。出資法人は、第1項で規定されていますように、市が出資し、お金を出している。若しくは運営のための補助は、運営費の補助や職員を派遣している法人が出資法人になりますが、市が何らかの形で関与している出資法人等の状況については、その状況を明らかにする必要があるということで、現在、毎年度行っている定時公表では市の関与の状況を、3年に一度の定期調査では関与の必要性などを検討した結果を公表しています。

第20条は、政策法務についてです。政策法務が何かといいますと、まちづくりの方針、計画などを実現するために、条例を制定したり、廃止したり、また、法令等の解釈運用といった法務を活用してまちづくりの課題に適切に対応していこうということを言い表している言葉になります。

第21条は、職員の任用及び育成についてです。この職員の任用や研修については、地方公務員法の中で規定されており、その法令に基づき人材の確保及び育成についての基本的な考え方を明らかにした規定になります。

第22条は、行政手続についてです。行政手続は、市営運営上の公平性と透明性を日常の業務を行う上で確保し、市民の権利利益を保護するために、重要な手続となります。具体的には、行政手続条例という条例を定めて運用されています。

第23条は、行政評価についてです。行政評価とは、市が行った事務を事後評価し、その結果を踏まえて、事務の改善に活かしていくというものです。この行政評価は、私ども市民自治推進課が担当している業務となっておりますので、毎年、各課から前年度の事業の評価を提出してもらい、取りまとめて施策評価、事務事業評価という冊子を作成し、公



共施設等への設置や市ホームページで公表させていただいております。

第24条は、個人情報の保護についてです。情報の共有がまちづくりの原則にあります。この情報共有を進めるに当たって特に配慮が必要となってくるのが個人の基本的権利に関わるプライバシーの保護となります。そのため、市が保有する個人情報の保護を図るため、個人情報の収集や利用その他の取扱いを適正に行わなければならないことについて規定しています。また、個人情報の保護を図るため、個人情報保護条例を制定しています。

第25条は、意見、要望等への対応についてです。現在も市では、各課の窓口で市民からの意見、提案、要望、苦情等に対応していますが、市全体に共通する取扱いのルールを定めて対応していくことが必要となることから、「市民の声」取扱マニュアルというものを作成し対応しております。

第26条は、危機管理についてです。市民の生命や身体、財産を守り日常生活の平穏を守ることは、自治体にとって重要な使命となりますので、ここでは危機管理体制の整備について規定しています。本市におきましては、危機管理室という部署が中心となり、危機管理体制の整備を進めております。

第27条は、他の市町村等との連携についてです。自治体を取り巻く社会経済情勢がますます厳しくなり、財源などの資源が不足するといったことも予想されることから、北海道をはじめとする他の自治体や国との連携の在り方について規定しています。

第28条は、条例の位置付けについてです。この条例が、苫小牧市が定める自治の基本となる事項を定める規範となるものであることから、条例、規則等の制定、改廃や運用及び計画の策定など、施策の実施に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重することを義務付けています。

第29条は、条例の見直しについてです。条例の説明の冒頭で少し触れましたが、この条例が施行後、条例を制定した目的を達成しているか、定期的に見直すことが必要であることから、4年に一度の見直しについて規定されており、次年度、苫小牧市自治基本条例の見直しについて検討をするということになります。前回、平成26年度の見直しでは、条文自体の改正はありませんでしたが、「苫小牧市自治基本条例の見直しにおける提言書」という更なる市民自治のまちづくりの推進に向けた条例の運用面での意見が出されております。

第30条は、市民自治推進会議についてです。この市民自治推進会議の設置根拠となっている規定になりますが、第2項で市民自治推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用の状況及び市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、市民自治によるまちづくりの推進に関し、市長に意見を述べることができると規定されていますので、次年度、市長から苫小牧市自治基本条例の見直しについての諮問、意見を求めるということですが、市長から諮問があり、市民自治推進会議は諮問に応じ、答申という形で検討結果について市長へ意見を述べていただくということをお願いしたいと思います。

以上で苫小牧市自治基本条例の条文については終了させていただきますので、また、質疑をお願いしたいと思います。

●栗山会長 はい、それでは、引き続き16条から30条までの説明について、御質問があればお願いをいたします。

●永石委員 28条の規定からすると、例えば最大限ですね、いろんなこう条例を作ったりとか制定されたりとか、改廃とか、まあ、法令を定めるとか、したりならないということなのですけども。例えばですね26条の危機管理についてなんですけど、これについては具体的にどのような。何といいますか、法令があるのかお話しただけなかったの

ですけれども。何かそういうのを。

というのは、これ、28条の規定からすると、個々の条文に対してそういうことが必要なものについては何かこう、想定されていくのですか。全てじゃないのではありません、どうなのですか。樽前の問題とか、いろいろあったりとかするんでしょうけれども。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） まあ、条例の位置付けとしては、その、最大限この条例の趣旨を尊重するという形になっていまして、この基本条例が根幹にあって、その他の条例が、この基本条例の、

●永石委員 これから作っていくということ、

○事務局（吉田市民自治推進課主査） この基本条例の下に体系的に位置付けられるべき条例となるということにはなるということにはなりますので。まあ、この基本条例の下にですね、各種の基本条例であったり、いろんなその分野の条例がどんどんぶら下がっていくような形ではなっているんですよ。

●永石委員 そうですよ、そうなりますよね、この規定からしますとですね。行政手続については行政手続条例があって、個人情報については個人情報保護条例があって、これ、行政手続についても条例があったんですけど。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） そうですね、行政手続条例というものがあります。

●永石委員 ありますよね。そうすると行政の在り方については、それぞれについて今後整備していくと。あるいは、また、危機管理の場合は結構、大事な。システム作りも含めて条例というものがこれから非常に大事になってくるのかなとは思っていますよね。

まだ、今のところないということですか。

○事務局（中村市民自治推進課長） そうですね。あの、現状としてですね、全て条例があるかということ、やっぱり、条例がなくてマニュアルなようなものとか指針のようなものであったり、又は計画を作って実行しているようなものもございまして。まあ、そういった意味では、実際に、その、全て27条まで全て条例があるかということ、そういうからくりにはなっていないと。

ただ、危機管理については、津波の東日本大震災の関係もあり、それであの、各自治体においてもですね、避難計画を作ったり、防災への取組をしていますので、まあ、そういった防災計画の中で、実際にこの政策を実現してきているというようなことになります。

●永石委員 これからですよ。結構、これ、26条のあれは、それこそ釧路沖の何かあれが、発生率がどうのこうのと言われているあれですから、早急に何か対応が必要なあれなのかなとは思ったりはするのですけれどもね。

●小山田副会長 ちょっと1点いいですか。24条のところの個人情報保護の関係ですけれども。29年5月に、1年弱前に改正の個人情報保護法が出ているのですよね。それで5,000件要件が外れているので、これ、町内会の単位も全部入るんですね、これからね。それで、符合の問題があって、去年作った町内会のホームページで「子供の顔写真を載せるな。」みたいのがあったのですけれども、ちょっとあれがね、現実味を帯びてくる可

能性があるのですよね。ちょっと他のところの取扱の状況を少し調べてみる必要が出てきたのかなというふうに思います。

それで、個人情報保護法自体は99条しかなくて、懲役も6か月以下とか、過料も30万円以下なんだけれども、1回それで訴えられると、何らかのその、それに近いことが判決で出ると、民事で相当に厳しく追及されそうなことがあるので、これ、もう1回ちょっとですね、調べていただけるかどうか、他の自治体も含めて。私もちょっと調べてみますけれどもね。

○事務局（中村市民自治推進課長） 情報提供として、市としての対応というところでの話をさせていただいたものと思っています。

それで、24条について言えばですね、「市が保有する個人情報の」という実はからくりがありまして、一般法である個人情報保護法とは別に、行政機関は、行政機関が保有する個人情報保護法というものが制定されていて、それとほぼ横並びの個人情報保護条例というもの、行政機関の保有する個人情報の保護条例を制定しているということになりますので、その部分はですね、民間の持っている個人情報ではなくて、市の持っている個人情報の保護について24条は主に規定しているところということになります。

●小山田副会長 そうですね、特異の分野については、例えば医療の分野なんかですね、ガイドラインが出ていて、普通は生者のみの個人情報ですけれども、医療機関においては死者に対しても個人情報として取り扱ってくださいますよということが決まっているというのはそれぞれなっているのですけれども。今、私が言ったのは、町内会で例えばあるイベントの参加のために回覧を回したと。そうすると、参加者って「小学5年生、10歳」とか、この記載があって回るというのがちょっと引っかかると思うんですよね。ですから、イベントの参加の申込というのは別に吸い上げて、回覧に参加者名簿を付けないとかですね、そんなことまでちょっと気にしなければならないのかなというふうに。

○事務局（中村市民自治推進課長） ありがとうございます。あの、今、御提起いただいた問題がですね、24条自体との関係性がどうかということところはちょっと精査する必要があるかとは思いますが、24条の中で精査する必要があるかどうかということところは、ちょっと別途確認をしたいとは思いますが、その話とは別に5,000件要件がなくなったということですね、その自治体がいわゆる一般法である個人情報保護法を指導する場合において、どういう指導をしているかということところにも影響が及ぶ部分かと思えますので、その部分はですね、お話しをいただきましたので、関係するといえますか、町内会の関係課の方にもちょっとお伝えをしたいと思えます。

●小山田副会長 そうですね。

●栗山会長 よろしいでしょうか。他には。よろしいですか。

#### (4) その他

●栗山会長 それでは、次の「その他」についてに移りたいと思います。その他について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） それでは、次回の推進会議の日程についてなので

すけれども、次年度ですね、平成30年度の第1回目の推進会議は、例年どおり5月の下旬頃に開催をさせていただきたいと現在は予定をしておりますので。また、正式に決まりましたら、お知らせの方を皆様に送付させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（中村市民自治推進課長） それとですね、もう一点ございまして。実は3月末をもちまして、私ども市民自治推進課という課がですね、こちらの市民自治推進会議の事務を所掌していたんですけれども、組織の機構改革がございまして、新たに協働・男女平等参画室という新たな室が設置されます。この室に入るのがですね、市民自治推進課と男女平等参画課のこの2つがこの室に入るということで、この2つの課も課が全くなくなるという形になります。それで、私どもは今まで市民自治推進課ということで所掌をしていたんですけれども、次回以降の会議の開催についてはですね、協働・男女平等参画室からの御案内ということになります。

それで、この室を作った目的というところなんですけれども、男女平等参画社会の実現に向けて、市民又は企業市民との更なる意識の高揚が必要であるという観点からですね、まあ、今まではその、市民生活部に男女平等参画課という課があったんですけれども、それが総合政策部の方に引き上げて、私どもの市民自治推進課と統合して、新たな形の室として事業展開をしていくというような形になりました。

それで、市長からの発信の中でもですね、総合計画の中でも、地域活動の促進ですとか市民自治の推進というものも当然挙げられているんですけれども、男女平等参画の推進というものにつきましても自治体運営の一つの柱に位置付けられたというような経過もございまして、協働全般を所管していくセクションとして、こちらの会議の事務局も携わらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●小山田副会長 業績評価の管掌は、そのままなのですか。

○事務局（中村市民自治推進課長） はい、そうですね。あの、基本的には私どもが今まで業務として持っているこちらの会議に関する部分は全て残った形になります。

●小山田副会長 ああ、そうですね。分かりました。今回ね、民間企業との連携協定。一度調べてみたらという話で、大分ね、大変な仕事だったかと思うのですが、よくまとめられましたね。

○事務局（中村市民自治推進課長） そうですね。あの、全体像を把握しないとやっぱり始まらない部分がありましたので、まあ、その一步は進めることができたのかなとは考えております。

●小山田副会長 ちょうどね、業績評価と絡めると良いのかもしれないですよ、その辺。

○事務局（中村市民自治推進課長） 事務局からは、以上です。

●栗山会長 ありがとうございます。他にありますか。なければこれで本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

### 3 閉会